

会 議 録

1	会議の名称	令和7年度第1回川根本町水道運営委員会
2	開催日時	令和7年5月8日(木) 午後2時～午後2時50分
3	開催場所	川根本町役場本庁3階第1・2会議室
4	出席した者の氏名	
	(1) 委員	旭 道明委員長、長嶋 忠雄副委員長、波多野 忠志委員、小澤 美智雄委員、高畑 秀行委員、長谷川 豊委員、根岸孝行委員、西村 善治委員小野田 均委員、澤西 省司委員、中田 隆幸委員
		(欠席：岩田 利文委員、山内 誠委員、)
	(2) 執行機関(事務局)	くらし環境課課長 風間 一章、生活環境室室長 中村 康彦、生活環境室 主幹 鈴木 章生
5	議題	
	(1)	令和7年度水道事業主要事業水について(報告)
	(2)	水道料金の改定(委員会答申案)について
	(3)	その他
6	閉会	

7 発言要旨

挨拶 課長	本日は大変お忙しい中、令和7年度第1回の川根本町水道運営委員会にご出席頂きましてありがとうございます。開会に先立ちまして、本日開会する会議の公開及び会議録会議録の公表について説明いたします。会議の傍聴については、ホームページで公表しており、本日は3人まで傍聴することができます。 また、会議内容はホームページで公表いたしますので、会議の内容確認のため録音をさせていただきますので、ご了承ください。また、委員会規則第6条第2項により、委員会の成立には、委員の半数以上出席が必要であります。本日は過半数の委員のご出席を頂いており、会議が成立することをご報告させていただきます。なお、岩田委員、山内委員が所用により欠席となっております。それでは、ただいまより令和7年度第1回川根本町水道運営委員会を開会いたします。 最初に、今年度のくらし環境課水道業務職員の紹介をさせていただきます。引き続きとなりますが、くらし環境課長の風間です。次の生活環境室長の中村、水道担当の鈴木です。他に水道担当で本日の会議に不参加ですが山下がおります。水道業務はこの4名で行っていきますので引き続きよろしくお願いいたします。それでは、委員長よりご挨拶頂きます。
----------	---

挨拶 委員長	皆様本日はお忙しい中ご苦勞さまです。大井川の上流から下流まで新緑がすごくきれいになり、運転手の目にやさしいなと思いながら運転してきた。開会前の雑談で火災の話が出ましたが、先日も少し雨が降ってまた明日も雨ということで、乾燥した状態でなくて本当に良かったと、水は本当に大切なものですから、やはり時々の雨も必要かなと思ったところです。事務局も1名減員で大変ですけど頑張っていたきたいと思います。それでよろしくお願いします。
進行 課長	ありがとうございました。それでは議事に入ります。 司会につきましては、委員会規則第6条により、委員長があたりますので、委員長に司会をお願いします。
議事進行 委員長	それでは議題に入る。皆様にご協力を頂きスムーズな議事の進行をよろしくお願いします。 報告事項 平成7年度水道事業主要事業について、事務局より説明をお願いします。
事務局	昨年度に引き続き今年度もよろしくお願いする。まず資料1をご覧頂きたい。令和7年度に実施する主な水道事業の工事関係の説明となる。 まず、資料1-1の1.簡易水道事業から説明する。今年度は6件の工事と1件の業務委託の計7件が主な事業になる。 1件目は、本川根北部簡易水道八木大沢浄水場急速ろ過機整備工事。水をろ過するろ過機内のろ過砂の交換工事になる。経年劣化でろ過砂に汚れが蓄積・付着し、ろ過機能が低下しているため交換するものである。 2件目は、徳山藤川簡易水道藤川浄水場水処理装置整備工事。着水池という取水した水が入り、その水に含まれる濁りの原因となる微細な砂などを薬品を使って沈殿させる設備になるが、写真のように池の外装が剥がれたり穴が空いてしまっており、現在、補修し使用しているが、大分傷んできたため、修繕工事を行うものである。 3件目は、簡易水道事業テレメータ装置更新工事。本工事は昨年度から引き続きの事業になる。現在、各水道施設の稼働状況等のデータを役場で確認できる。そのデータはN T T等の有線回線を使用し収集しているが、N T Tはこの有線回線の更新を行わないこととしており、そのため携帯電話の電波等を使用し、無線でデータ収集する装置に更新をする工事で、6か所の施設の装置の更新を行う。本事業は令和12年度に完了予定としている。別ページに簡単な概略図を掲載しているが、赤丸で示しているのが今年度実施する施設、青い四角で示しているのが整備済みの施設、赤い四角で示しているの

が未整備施設となる。施設によっては電波が届かないところや電波を安定的に受信できないところもある。このような施設は引き続き有線のままの予定である。

4 件目は、水川簡易水道配水管減圧弁更新工事です。地下に設置している減圧弁という装置が経年劣化等で故障しており、写真にある機器全てを交換するのでなく、故障箇所を交換する工事となる。

5 件目は、中部簡易水道上長尾浄水場フロキュレータ更新工事。2 件目の藤川徳山簡易水道の工事と同様に、水の濁度を除去する際に薬品を使用するが、薬品と水がしっかり混ざるよう攪拌する機器をフロキュレータという。この機器が故障し、濁度が高くなる降雨時に安定的に濁度を除去することができなくなるため、この機器の交換工事をするものである。

6 件目は、簡易水道施設耐震化事業計画策定業務委託。昨年の能登半島地震で水道施設が甚大な被害を受けたことで、国から水道施設の耐震化整備を進めるよう要請がある。耐震化事業を行うにあたり、最初に整備計画の策定が必要であるため、その業務委託になる。以上が簡易水道の事業となる。

1 ～ 5 件目の事業は資料の最初のページを見ていただきたいが、契約先等が未定で、5 月の入札で業者が決定する予定である。工期は、基本的に令和 7 年 6 月から令和 8 年 1 月までの予定であるが、中部簡易水道上長尾浄水場フロキュレータ更新工事については、なるべく雨が多くなる時期前に実施したいため、令和 7 年 9 月までの工期を予定している。6 件目の耐震化事業計画策定業務委託については、4 月の入札で既に業者が決定し、中部総合コンサルタント㈱が請負業者となった。工期は令和 7 年 4 月 28 日から令和 8 年 3 月 19 日までの間で策定を行っていく予定である。

次に飲料水供給施設の事業について説明する。昨年度は主要事業がなかったが、今年度は 2 件実施する。

1 件目は、壱町河内飲料水供給施設取水部改修及び導水管布設工事。令和 4 年度の台風災害で被災した取水部及び導水管が現在仮設復旧のままとなっているため、今回本復旧工事を行うものである。この台風災害では、下泉区の水道施設でも大きな被害を受けたが、壱町河内地区でも土砂等で取水部が埋没したり、林道に埋設されていた導水管が露出・破断等し大きな被害を受けた。

2 件目は、平田飲料水供給施設原水濁度計更新工事になる。現在故障をしている濁度を計測する機器を更新するものである。

資料が前後するが、資料の最初のページに戻っていただき、1 件目の壱町河内の工事は 5 月の入札で業者が決定する予定。2 件目の平田の工事は契約額が未定となっているが、請負業者を予定として記載している。これは当該施設が請負予定業者の独自の機器等で整備しており、他業者では保守点検等ができないためである。そのため契約方法も入札ではなく本請負予定業者と

	単独随意契約を予定している。工期については、1 件目は令和 7 年 6 月～令和 8 年 1 月まで、2 件目は令和 7 年 6 月～令和 7 年 9 月までを予定している。以上、今年度の主要事業の説明を終わる。
委員長	ただいま事務局から報告事項について説明がありましたが、報告事項についての御質問等があれば挙手をお願いします。 【挙手等なし】 特にないようなので、次の議題（２）の水道料金の改定（委員会答申案）について、事務局より説明をお願いします。
事務局	水道料金の改定の委員会の答申案について説明する。 昨年度、4 回にわたっての協議の結果、前回令和 6 年度第 4 回委員会において改定内容を決定させていただいた。 最初に資料 2－1 をご覧いただきたい。これは前回委員会で決定した委員会の答申案となる。現行料金と改定した料金を表にして示している。 本町の料金は、川根本町簡易水道事業給水条例で定めており、この条例の中で水道料金は四つの区分に分かれている。答申案を見ていただき、一般用という一つ目の区分は、主に一般家庭や商店が使用する料金の区分になる。 次に二つ目の区分は、水道を使用しないメーターという区分になる。これを事務局では呼称しているが、主に現在空き家等となっているところの料金となる。休止という扱いになっているのは、時々使用したり、将来使用する予定があるため量水器を付けたままにしているためである。この料金については、前年の 12 月 31 日から引き続き水道を使用しない場合、年に 1 回、基本料金のみ納めてもらうため、料金表が基本料金のみとなる。 次に三つ目の区分は、集会所等コミュニティ関係施設という区分になる。委員の中にはお住まいの地区で会計をやられている方がいるかもしれないが、主に地区の集会所の水道料金になる。一般用と違うところは、料金額は基本料金も従量料金も同額だが、料金を納めていただくのが半年に 1 回となる。 次に四つ目の区分は、墓地になる。この料金も一般用と基本料金も従量料金も同額だが、料金を納めていただくのが年 1 回となる。 資料 2－1 に添付した参考資料をご覧いただきたい。水道料金の改定に関する町長からの諮問書の写しになる。町長から現行水道料の検討をするよう諮問があり、昨年度協議をしていただき、今回資料 2－1 のとおり町長に答申することになる。今後、本年度 6 月議会に料金改定のための条例改正案の議案を提出し、令和 8 年 1 月 1 日から新料金なるよう事務を進めていくことになる。 次に資料 2-2 をご覧いただきたい。この資料は、今回の料金改定を行う

にあたり、町民に周知するための広報案となる。まず広報案を見ていただくと、裏面は前回令和3年度に料金改定の際の町報の掲載文になる。今回は令和3年度の町報や他市町のホームページ等の掲載文を参考に作成した。まだ未定稿だが読ませていただくと、「令和8年1月から水道料金を改定します。水道事業は皆様にお支払い頂く水道料金で経営しています。」最初になぜ料金改定が必要かということを書いている。「本町の水道施設は、平成5年～平成20年に重点的に整備され、計器・計装類の更新が必要な時期を迎えています。令和6年の能登半島地震で水道施設に甚大な被害が発生し、特に管路が被災すると、広域かつ長期的に影響を及ぼし、復旧が長期化したことから耐震化を早急に進めていく必要があります。これら施設整備等には多額の費用が見込まれる一方で、給水人口の減少等により給水収入は減少し続けています。令和5年度に将来にわたって安定的に事業を継続していくための中・長期的な経営の基本計画「川根本町水道事業経営戦略2024」をまとめました。この経営戦略では、財政計画や投資計画の見直しを行っていますが、この中で、料金の見直し（値上げ）が必要不可欠であるとし、料金を見直しを水道運営委員会において検討を重ねてきた結果、施設整備等のために、令和15年までに必要な給水収益を確保する料金に見直すこととなりました。水道料金は、令和3年度に改定して以来据え置いていましたが、赤字化した会計を改善し、安全・安心な水を安定供給していくため、料金を見直すものです。皆様のご理解とご協力をお願いします。」という内容で始めている。

次に令和7年度～令和15年度の給水収益の見通しということで、前回委員会でも示したが、9年間の給水収益を線グラフにしたものを掲載している。印刷の関係で数字等が見にくいですが、黄色が経営戦略で示されている料金改定をした場合の令和15年度までの給水収益の見通しで、令和7年度と令和10年度に2回を改定するやり方になる。赤色は現行料金のままの令和15年度までの給水収益の見通し。青色が今回改定による令和15年度までの給水収益の見通しとなる。目で見える分かりやすい形としてグラフで示している。

次の表は、給水人口と有収水量の見通しとなる。有収水量というのは、水道料金にかかった水量になる。令和6年度までが実績値で令和7年度以降は経営戦略の推計値となっていて。線グラフが給水人口、棒グラフが有収水量を表している。このグラフを見てもらうと、給水人口が減っていくとともに有収水量も年々下がり給水収益が落ち込んでいくことを示している。

次に、令和8年1月からの水道料金について、改定前・改定後の料金表の比較を一般用の区分で表にして示している。表の下には料金の算定式を二パターン示している。

一つ目の比較パターンは、口径13mmで使用水量が35m³の場合。これは以前委員会で説明したが、本町の全給水契約の約75%が口径13mmで使用して

	いる方で、平均水量は 30 m³～40 m³であるため 35 m³使用した場合の現行と改定後の料金の比較を示している。 この比較の他に事務局内で協議し、1 L 当たりの料金比較とお風呂 1 杯当たり大体一般家庭で 180L～200L 程なるが、この料金比較も示した。 二つ目の比較パターンは、口径 13mm で使用水量が 75 m³の場合、これは世帯員数が多い世帯を想定した比較で、一つ目の比較パターンと同様に示した。 最後に改定時期ということで、いつから新しい料金に変わるのかということと、新しい料金がいつから請求されるかということを表で示している。この改定時期の表が二つに分かれているが、上段が令和 8 年 1 月 1 日以前から水道を使用している方の改定時期と新料金に移る時期を示し、下段が令和 8 年 1 月 1 日以後に本町に転入等して水道を使用し始める方と分けて示している。 たまかに説明したが、この周知案について、もう少しここをこうした方がわかりやすいのではないかというご意見を皆様から頂きたい。忌憚のないご意見を願います。以上、説明を終える。
委員長	事務局の説明があったが、少し難しいとは思いますが、意見がありましたら挙手をお願いします。
委員	前回料金改定の町報に掲載されたものは、料金改定の理由なども分かりやすくいいなと思った。今回改定は改定理由が載っていないのか先ほどの事務局の説明の中で、平成 3 年ぐらいから水道施設の整備を始めたとどこかで書いてあったが。
事務局	最初に改定理由を書いている。施設整備は平成 5 年から今の状態に整備を始めた。
委員	その頃から整備が行われ、耐用年数も過ぎて更新が必要ということを整備を始めた時期が書いてあれば確かに問題が起き始めているということがわかりやすいと思う。それと現状簡易水道会計が赤字という説明だが、給水人口と有収水量のグラフで令和 7 年度のところで赤い線を引いて現在ここですよと分かりやすく表しているが、この時点で現状の水道料金では赤字ということか。
事務局	そのとおりです。現時点で赤字であるが、このグラフはあくまで給水人口と有収水量の見通しだけになる。

委員	知りたいのは、料金改定をした時と給水人口が減ってることはわかるが、現状赤字が続いてるのか。どこで赤字がなくなるのかわかるようにできないか。まだ細かいことまでわからないのか。現状既に赤字で補助金等で賄っているのか。
事務局	経営戦略では現状料金のままだと令和 11 年度に資金ショートする見込みとなっている。
委員	そう書いてある。基金もあると思うが。
事務局	基金残高は本当に少なく、基本的に赤字は続く。
委員	今の給水収益と設備投資で現状トントンぐらいなのか。
事務局	現状も赤字である。
委員	了解した。そのようなことも町民に理解してもらう必要がある。
事務局	今回の料金改定で水道会計が黒字になるということはない。黒字にするには大幅な値上げの必要がある。今回の料金改定については、今後整備が必要とされる部分への投資のお金を確保するというのが主な理由となる。
委員	それが管路更新や耐震化などと理解した。
事務局	管路更新や耐震化の事業をするためのお金が現料金のままでは足りないということで料金を改定し、少しでも料金収入で補うようにする。これから行う事業についても、全て水道料金で補うのではなくて、利率の良い企業債で国からお金を借りたり、耐震化計画策定を今年度行くと説明したが、この計画を策定すれば国からの補助金の補助率が上がり、有利な条件で補助を受けることができる。これら事業を進めるための準備として実施する。
委員長	よろしいですか。ほかに御意見等ございましたらお願いします。 資料 2-2 の一番下の表だが、料金の改定時期について、新料金になるのは令和 8 年 1 月 1 日からとなっているが、資料を見ると 12 月の検針日があるが、12 月検針日が 20 日とすると、12 月の残りの 10 日間ほどの使用量は新料金になるのか。

委員	そのとおりである。水道料金は検針した時の使用水量で料金をいただくことになる。
委員長	10 日間分は新料金になるといことでよいか。
事務局	そのとおりである。資料の改定前料金と新料金の切り替わり時期の書き方は前回改定の町報も参考に分かりやすく修正する。
委員長	少しわかりにくいので修正をお願いします。他に質問等がありますか。
委員	資料 2-1 の 2 枚目の集会所等コミュニティ関係施設は 6 カ月に 1 回の料金精算となるが。神社等の扱いはどの区分なるのか。
事務局	どの料金区分になるが調べ後ほど回答する。
委員長	自治会で支払いをしているところもあると思う。事務局の方で調べて回答をお願いします。他に何かあるか。
委員	確認だが、同じく資料 2-1 の水道を使用しないメーター、休止中というものの料金だが、基本料金だけ払ってもらおうということだが、休止中の場合は水が全く使用できないのではなく 10 m ³ までは基本料金に含まれているので、少しは使用できるのかそれとも全く使用できないのか。
事務局	全く使用できない。量水器のところに着いている止水栓で止めるので、一切使えない状態になっている。
委員	帰ってきた時に少し水を使いたい場合は出ないということか。
事務局	そのとおりである。この場合はお手数だが役場の方に再開の届出をして使用を再開してもらうことになる。再開した時点で休止扱いにならなくなるため、例えば使用が一日とか二日間で基本料金内の水量を超えない場合は、1 カ月分の基本料金のみをいただくことになる。例えば口径 13 mm の場合、基本料金は 2,320 円になるが、一度水道を使うと再開した場合、例えば 1 週間だけ使って基本料金内の水量を超えない場合は、2,320 円の半額の 1,160 円を使用料としていただく。
委員長	お盆に帰って一日だけ使いたいという場合は、新しい料金だと 3,020 円の半額ということか。

委員	使用期間が1か月を超えず基本料金内の水量であれば基本料金の半額となる。
委員	了解した。
事務局	また休止にし、それが12月31日以前から続いているようであれば、休止中の料金となり、基本料金だけ年1回いただくようことになる。
委員	休止の料金も2か月に一度もらうのか。
事務局	休止の料金は1年に一回いただく。
委員	休止の水道は役場に言えばまた使用できるということによいか。
事務局	そのとおりである。なぜ休止しているところからも料金をいただくかというと、量水器が付いたままとなっているため、量水器の管理料としていただいている。量水器は法律で8年毎に交換するが、休止しているところの量水器も交換するため、本町では管理料ということにいただいている。
委員	了解した。
委員長	よろしいか。他に御質問等ありますか。 (質問等なし) 質問等ないので、進行の方を事務局にお返しする。進行にご協力いただき感謝します。
事務局 課長	以上全ての議事が終了した。これから資料2-1の答申書案をこの形で町長に水道料金の改定ということで答申するのでよろしくお願いする。以上をもちまして、令和7年度第1回川根本町水道委員会を終了する。お忙しい中ありがとうございました。

以上

上記に相違ないことを確認する。

川根本町水道運営委員会委員長 旭 道明